

2021. 9. 1

学生の診療参加型臨床実習へのご協力をお願い

理事長	岩本 絹子
学長	丸 義朗
本院病院長	田邊 一成
東医療センター病院長	内潟 安子
八千代医療センター病院長	新井田 達雄

東京女子医科大学病院および附属医療施設では、医学部生、看護学部生など医療従事者を
目指す学生（本学及び外部からの学生を含め）の臨床実習を行っております。

医学部生は、厚生労働省令で定められた共用試験を受け、臨床実習開始前に到達すべき知
識、技能および態度において一定の水準を満たしていると判断された後に臨床実習を開始
し、診療チームの一員として診療に参加いたします。診療スタッフの厳格な監督、責任のも
とで、一部の医行為を行わせておりますが、受診者の皆さまのご理解とご協力をお願いいた
します。

ご協力をお願いする場合には、事前に担当医師や指導担当者より説明を致します。ご協力
は自由意思によるものですので、ご辞退される場合でも、診療上、何ら不利益を被ることは
ありません。また、一旦協力の意思表示をされた後でもいつでも撤回をして頂けます。遠慮
なくお申し出ください。

本年5月に一部改正された医師法により、令和5年4月1日からは「共用試験に合格し、
指導医の監督の下で医行為を行うことが可能となりましたが、本学は、改正法の施行日にか
かわらず、学生には厳格な「守秘義務」を課し、皆さまの個人情報外部に漏れること
ないように指導をしております。

「至誠と愛（きわめて誠実であることと慈しむこと）」の大学の理念に則り、学生が将
来社会に貢献し続ける医療人となるためにも、皆さまには当院が診療機関であると同時に、
教育機関であることをご理解頂き、ご協力をお願い申し上げます。